

議案第 7 5 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 0 月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 8 の項中「1 2, 8 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同表 4 9 の項中「1 1, 3 0 0 円」を「1 2, 8 0 0 円」に改め、同表 5 0 の項及び 5 1 の項中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表 5 2 の項中「1 0, 9 0 0 円」を「1 2, 4 0 0 円」に、「5, 4 5 0 円」を「6, 2 0 0 円」に改め、同表 5 3 の項中「9, 6 0 0 円」を「1 0, 9 0 0 円」に、「4, 8 0 0 円」を「5, 4 5 0 円」に改め、同表 5 4 の項及び 5 5 の項中「8, 9 0 0 円」を「1 0, 1 0 0 円」に改め、同表 5 6 の項中「1 0, 9 0 0 円」を「1 2, 4 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例によ

る。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、投票管理者、開票管理者、立会人等の報酬の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。